

◎障害児福祉手当 障害程度認定基準（腎臓の機能障害）

(傍線部分は改正部分)

改正後		現 行	
別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準 第一 (略)		別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準 第一 (略)	
第二 障害児福祉手当の個別基準 令別表第1に該当する障害の程度は次によるものとする。 1～3 (略) 4 内部障害 (1)～(2) (略) (3) 腎臓の機能障害 ア 腎臓の機能障害については、永続する腎機能不全、尿生成異常をいうものとする。 イ 腎臓の機能障害の程度は、慢性透析療法を行う必要があるものについては、当該療法実施前の状態で判定するものとする。 ウ 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、 <u>血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質、血清シスタチンC等）、血液ガス分析、推算糸球体濾過値（eGFR）、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。</u> エ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。 (ア) 腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランスが15m l/分未満又は <u>推算糸球体濾過値（eGFR）が15未満</u> であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの ⑦ 尿毒症性心包炎 ⑧ 尿毒症性出血傾向 ⑨ 尿毒症性中枢神経症状 (イ) <u>次表に掲げる検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、ネフローゼ症候群と診断されるもの。</u>		第二 障害児福祉手当の個別基準 令別表第1に該当する障害の程度は次によるものとする。 1～3 (略) 4 内部障害 (1)～(2) (略) (3) <u>じん臓の機能障害</u> ア <u>じん臓の機能障害</u> については、永続する <u>じん臓機能不全</u> 、尿生成異常をいうものとする。 イ <u>じん臓の機能障害</u> の程度は、慢性透析療法を行う必要があるものについては、当該療法実施前の状態で判定するものとする。 ウ <u>じん臓の機能障害</u> の程度についての判定は、臨床症状、 <u>じん臓機能検査成績</u> 、尿所見、 <u>血液化学検査</u> 、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。 エ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。 (ア) <u>じん臓機能検査</u> において、内因性クレアチンクリアランス値が10m l/分未満又は <u>血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上</u> であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの ⑦ 尿毒症性新包炎 ⑧ 尿毒症性出血傾向 ⑨ 尿毒症性中枢神経症状 (イ) <u>次の3検査項目（尿たん白量、血清総たん白量、血清アルブミン量）のうち「尿たん白量及び血清総たん白量」又は「尿たん白量及び血清アルブミン量」の検査項目について、次表に掲げる検査成績を示しネフローゼ症候群と診断されるもの（高脂血症及び浮腫はネフローゼ症候群診断のための必須条件でなく、参考となる。）</u>	
区分	検査項目	単位	異常
ア	血清アルブミン	g/dl	2.5以下
イ	早朝尿蛋白量／クレアチニン比	g/gクレアチニン	2.0以上
ウ	夜間尿蓄尿蛋白量	mg/hr/m ²	40以上
区分	検査項目	検査成績	
		小児	その他
た ん 白 尿	尿たん白量	尿たん白の持続(3日以上)が次のいずれかに該当するもの 1 3.5g/1日以上 2 0.1g/kg/1日以上 3 早朝起床時第1尿で300mg/dl以上	1日尿たん白量3.5g以上を 持続するもの

改正後

現 行

低 た ん 白 血 症	血清総たん白量	学童及び幼児 6.0g/dl以下 乳 児 5.5g/dl以下	6.0g/dl以下
	血清アルブミン量	学童及び幼児 3.0g/dl以下 乳 児 2.5g/dl以下	3.0g/dl以下
高脂 血症	血清総 cholesterol	学 童 250mg/dl以上 幼 児 220mg/dl以上 乳 児 200mg/dl以上	250mg/dl以 上
浮 腫		直	直

オ 腎機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、腎臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

オ じん機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、じん臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。